

議案第50号

さぬき市体育館条例の一部改正について

さぬき市体育館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市体育館条例の一部を改正する条例

さぬき市体育館条例（平成14年さぬき市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大川体育館の項の次に次のように加える。

志度東体育館	さぬき市鴨庄2550番地
--------	--------------

別表第1中

「

大川体育館

」を

「

大川体育館
志度東体育館

」に改める。

別表第2中「大川体育館、寒川体育館、神前体育館」を「大川体育館、志度東体育館、寒川体育館、神前体育館」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後のさぬき市体育館条例に規定する志度東体育館の使用に係る手続その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第51号

さぬき市児童館条例及びさぬき市放課後児童クラブ条例の
一部改正について

さぬき市児童館条例及びさぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市児童館条例及びさぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

(さぬき市児童館条例の一部改正)

第1条 さぬき市児童館条例(平成14年さぬき市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

寒川町児童ふれあいセンター	さぬき市寒川町石田西384番地3
---------------	------------------

」

を

「

寒川児童館	さぬき市寒川町石田西812番地1
-------	------------------

」

に改める。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

施設名	単位	金額	備考
津田町東部児童館 大川町児童館 寒川児童館 長尾児童館 造田児童館	各室1時間当たり	円 500	冷暖房を使用したときは、1時間当たり500円を加算する。

(さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第2条 さぬき市放課後児童クラブ条例(平成14年さぬき市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

寒川町放課後児童クラブ	さぬき市寒川町石田西384番地3
-------------	------------------

」

を

「

寒川放課後児童クラブ	さぬき市寒川町石田西812番地1
------------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第52号

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認め
たもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第53号

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「保育所をいう」の次に「。以下同じ」を、「幼稚園をいう」の次に「。以下同じ」を、「認定こども園をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を

行う場合に限る。)

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

工事請負契約の締結について（平成30・31年度塩屋ポンプ場改築工事 （機械設備））

平成30・31年度塩屋ポンプ場改築工事（機械設備）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 平成30・31年度塩屋ポンプ場改築工事（機械設備） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金351,000,000円
うち消費税及び地方消費税額26,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市郷東町792番地8
株式会社フソウ 四国支店
支店長 森川和彦 |

議案第55号

工事請負契約の締結について（平成30・31年度塩屋ポンプ場改築工事
（電気設備））

平成30・31年度塩屋ポンプ場改築工事（電気設備）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 平成30・31年度塩屋ポンプ場改築工事（電気設備） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金133,812,000円
うち消費税及び地方消費税額9,912,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市寿町二丁目2番7号
東芝インフラシステムズ株式会社 四国支社
統括責任者 寺内 忍 |

議案第56号

工事請負契約の変更について（平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（建築））

平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（建築）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（建築） |
| 2 契約の金額 | 変更前 一金786,240,000円
うち消費税及び地方消費税額58,240,000円
変更後 一金835,832,520円
うち消費税及び地方消費税額61,913,520円
変更額 49,592,520円の増
うち消費税及び地方消費税額3,673,520円の増 |
| 3 契約の相手方 | 香川県高松市福岡町四丁目28番30号
小竹興業株式会社
代表取締役 小竹和夫 |

議案第 57 号

工事請負契約の変更について（平成 29 年度神前・石田統合小学校
改修工事（機械設備））

平成 29 年度神前・石田統合小学校改修工事（機械設備）について、次のとおり
変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条
第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決
を求める。

平成 30 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 平成 29 年度神前・石田統合小学校改修工事（機械設備） |
| 2 | 契約の金額 | 変更前 一金 147,636,000 円
うち消費税及び地方消費税額 10,936,000 円
変更後 一金 159,708,240 円
うち消費税及び地方消費税額 11,830,240 円
変更額 12,072,240 円の増
うち消費税及び地方消費税額 894,240 円の増 |
| 3 | 契約の相手方 | 香川県高松市飯田町 656 番地 1
三喜工事株式会社
代表取締役 菊 井 雄 二 |

議案第58号

工事請負契約の変更について（平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（電気設備））

平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（電気設備）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（電気設備） |
| 2 契約の金額 | 変更前 一金170,640,000円
うち消費税及び地方消費税額12,640,000円
変更後 一金181,008,000円
うち消費税及び地方消費税額13,408,000円
変更額 10,368,000円の増
うち消費税及び地方消費税額768,000円の増 |
| 3 契約の相手方 | 香川県高松市中央町15番20-21号
三信電気水道株式会社
代表取締役 松原秀樹 |

平成30年さぬき市議会第3回定例会議案

平成30年9月18日提出

市長提出議案

議案第59号 工事請負契約の変更について（平成29年度さぬき市分庁舎建設
工事）

議案第59号

工事請負契約の変更について（平成29年度さぬき市分庁舎建設工事）

平成29年度さぬき市分庁舎建設工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成29年度さぬき市分庁舎建設工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前 一金877,132,800円
うち消費税及び地方消費税額64,972,800円 |
| | 変更後 一金908,702,280円
うち消費税及び地方消費税額67,311,280円 |
| | 変更額 31,569,480円の増
うち消費税及び地方消費税額2,338,480円の増 |
| 3 契約の相手方 | 香川県高松市番町3丁目8番11号
西松建設株式会社 四国支店
支店長 田中 顕 二 |